

大和市補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第20号

大和市補助金交付規則の一部を改正する規則

大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は」の次に「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づく補助金の交付に関し」を加え、「補助金の交付に関し」を削る。

第2条中「事業」を「補助事業」に改め、「もの」の次に「及び一定の事情により市長が公益上支援が必要であると認めるもの」を加え、「及び公共施設管理者負担金」を削る。

第5条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「範囲」を「範囲内」に改める。

第6条第2項中「または」を「又は」に改める。

第9条第1項中「、当該」を「当該」に、「、市長」を「市長」に改める。

第10条の見出し中「事業成績」を「事業実績」に改める。

第11条第1項中「。以下同じ」及び「（以下「照会」という。）」を削り、同条第2項中「該当する」の次に「ことが判明した」を加える。

第12条中「団体」を「もの」に、「1」を「いずれか」に、「取消し」を「取り消し」に改める。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（提出書類の特例）

第13条 市長は、この規則の規定により提出することとされている書類について、補助金の性質上これにより難しいと認めるときは、別に定めるところにより、別の書類の提出をもってこれに替え、又はその提出を省略させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。